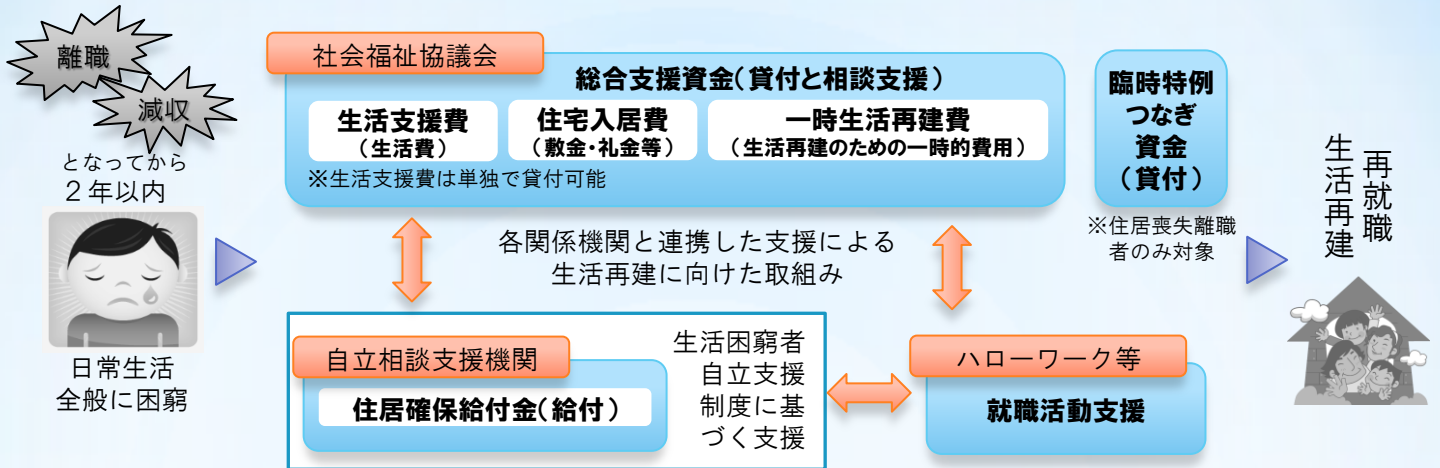


総合支援資金を利用して生活再建 に向けた取り組みをされる方へ

総合支援資金は、離職等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために
継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です



総合支援資金の貸付対象世帯

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立の見込まれる世帯であって、次の（ア）～（オ）のいずれの条件にも該当する世帯。貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。

- （ア）低所得世帯であって収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- （イ）借入申込者の本人確認が可能であること
- （ウ）現に住宅を有していること、又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- （エ）実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行なうことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- （オ）失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

貸付により自立が見込まれる世帯の要件

- ◆自らの就労収入によって6か月以上生計維持していた方が、その仕事を離職または減収となってから2年以内であること（「就労収入によって6か月以上生計維持」とは、同一の仕事で6か月以上継続し生計維持してきたこと）
- ◆総合支援資金を利用する際は、住居確保給付金の支給要件を満たす場合、必ず住居確保給付金を利用すること
- ◆健康で常用就職が可能であり、就職活動を中心とした生活を送ることができること（職業訓練の受講は不可）
- ◆申請時に65歳未満であること（最終償還期限到来時の年齢は70歳以下）
- ◆60歳以上の方の場合、次の条件があります。①最近まで（1年以内）就労していたこと②就労能力及び常用就職の意欲があること③生活支援費の初回貸付は3か月以内
- ◆申請者が自営業または会社等経営者の場合は本人が当該事業の経営を継続していないこと。今後、自営業を始める方も対象外です。
- ◆多額の負債がある場合は弁護士等の専門家に相談・アドバイスをもらい、更なる貸付の可否を検討します。債務整理の相談中で任意整理となるか自己破産となるか未確定の状態の場合、貸付はできません。

※離職者支援資金又は総合支援資金を12か月借入れ、完済していない方は借入れ申込ができません。

※社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員の方は借入れ申込ができません。（不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業を除く）

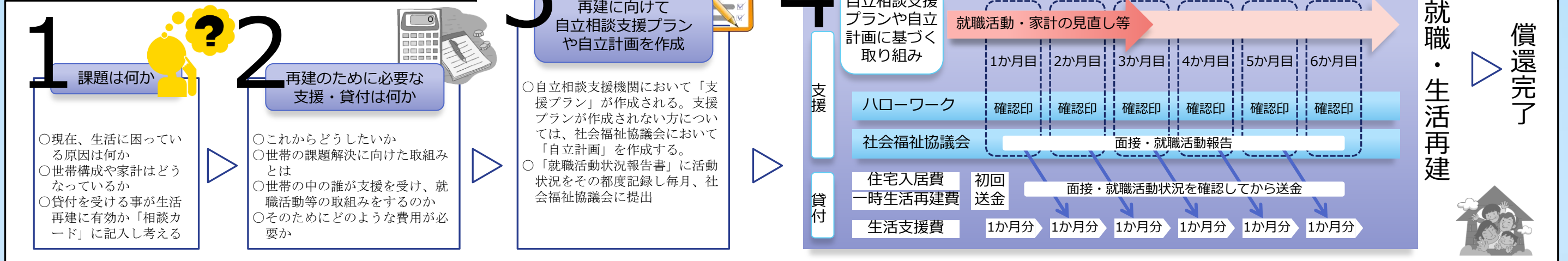
※虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入れ申込みができません。

総合支援資金とは

総合支援資金は「世帯」を支援する制度です。そのため、世帯の状況をお聞かせいただきます

取組みと支援



貸付

生活支援費

生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費

- 生計の維持ができていた頃の収入状況、世帯に必要な家計費、現在の収入等を考慮し、貸付を受ける必要がある金額を計算する。
- 借入金額は、再就職後に返済することを考え、できるだけ少額となるよう、支出の見直しも併せて行う。
- 負債の返済費用は貸付対象外。

- ★貸付限度額
[複数世帯]月額20万円以内の必要額
[単身世帯]月額15万円以内の必要額
(端数切り捨てし千円単位で申請)
- ★貸付期間 原則6か月以内
(初回申請期間は原則3か月以内とし、状況により延長可)
- ★資金交付 1か月ごとの分割交付

- ☆貸付期間中に就職した場合、それ以降の貸付は辞退していただく。(初回給与までの生活費の貸付を必要とする場合は、必要な範囲で貸付する)
- ☆職業訓練を受講する場合は対象外。
- ☆世帯の方が職業訓練受講給付金を受講することはできません。

+

オプション

一時生活再建費

生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

- (1) 住居喪失者が住居確保給付金を利用して入居する場合の家具什器費等
- (2) 現在居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用
- (3) 公共料金等滞納の場合の支払費用
 - 現在居住している住宅での公共料金等(電気、ガス、水道料金、家賃)を滞納しており、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合。
 - ※家賃は下記の①～③をすべて満たす場合
 - ①現在居住しており今後も住み続ける住居の家賃を滞納している場合
 - ②今後、払い続けていくことが可能な家賃額の住居であること
 - ③滞納月数が3か月以内かつ滞納額が30万円以内の場合(公営住宅の場合を除く)
- (4) 住宅入居費申請者の場合の運送費不足分
- (5) 現在居住している住居に住み続けるための更新料
- (6) 新たに就業するために必要な支度費、技能習得費
 - 生活支援費の交付期間中に就職が内定した場合、就業までの間に用意する必要がある物品の購入費用、及び技能習得費用(内定した会社から求められている場合に限る)

- ★貸付限度額 60万円 (端数切り捨てし千円単位で申請)
- ★資金交付 一括交付

住宅入居費

住居確保給付金申請者のみ対象

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

- ①敷金・礼金等
- ②入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費
- ③不動産仲介手数料
- ④火災保険料
- ⑤入居保証料
- ⑥その他入居に必要な経費
- ⑦運送費

- ★貸付限度額 40万円(見積額どおり)
- ★資金交付 住居確保給付金の支給申請を受けて、不動産業者等に直接一括交付

生活支援費又は住居確保給付金申請者のみ対象

※住居確保給付金の支給要件を満たす場合は、必ず利用することが要件となります。

※総合支援資金の貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援制度に基づく「自立相談支援機関」の利用が要件となります。

生活困窮者自立支援制度に基づく支援

各区市等の自立相談支援機関

個々の状況に応じて支援プランが作成され、プランに基づいた包括的・継続的支援が行われます

住居確保給付金(家賃補助)

就労準備支援事業

一時生活支援事業

家計相談支援事業

子供の学習支援事業

共通

【連帯保証人】

- 原則として、連帯保証人が必要。立てられない場合は有利子での貸付可。
- [要件] 65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人(要件を満たす人がいない場合は要相談)

【貸付利子】

- 連帯保証人ありの場合無利子
- 連帯保証人なしの場合有利子(年1.5%)

【償還期間】

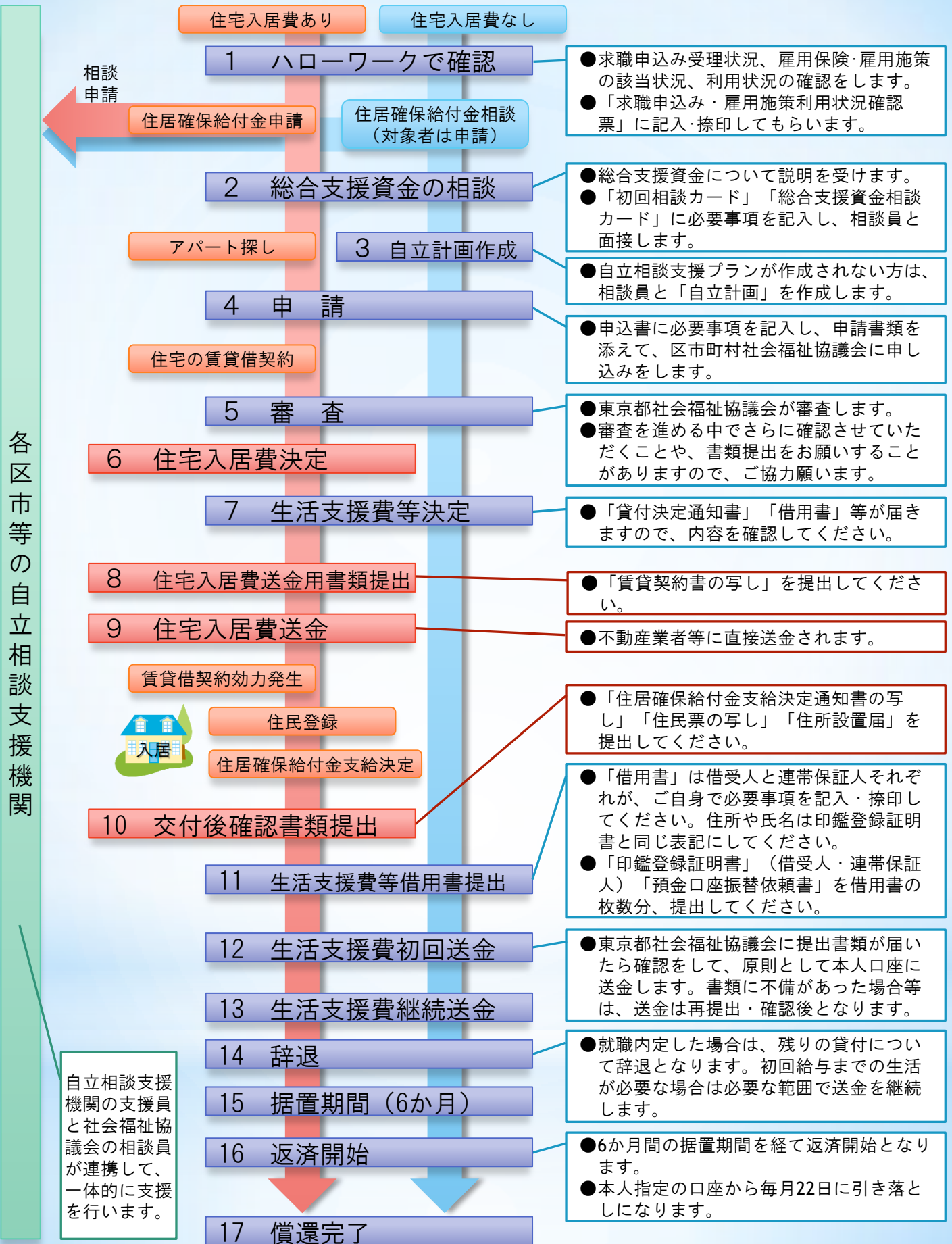
- 生活支援費の貸付終了の翌月から6か月の据置期間を経て10年以内(※ただし最終償還年齢70歳まで)

【借受人となる人】

- 世帯の生計維持に一定程度寄与しており、生活再建の為に支援を受け、就職活動等の取組みを行う人

【提出書類】

- 別紙参照
- 世帯状況や貸付内容により異なります



ご連絡・ご相談は

◆生活支援費の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求められることがあります

書類の内容・書類名・例示		あなたが用意する書類
1	借入申込書〔生活支援費・一時生活再建費〕	借入申込書
2	本人確認書類	
	①住民票の写し ※世帯全員が記載されたもの（発行後3か月以内） ※住居喪失により住居確保給付金を申請しており、住民票を提出できない場合は省略可能	住民票の写し
	②健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券の写し 【申込者が外国籍の場合】 在留カード、特別永住者証明書の写し	いずれか
3	ハローワークの相談を受けていたことの確認書類 求職申込・雇用施策利用状況確認票（写）	
4	現在の世帯の収入状況を確認するための書類	
	①生計中心者の収入証明	源泉徴収票（写）、確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書（写）等のうち、直近3か月の金額がわかるもの
	②生計中心者の配偶者の収入証明	
	③他の世帯員の内、家計にお金を入れている人の収入証明	
5	他の公的給付・公的貸付・職業訓練等の公的支援を受けている場合の確認書類	
	①利用していた制度の名称・内容がわかる書類	
	②公的給付・公的貸付を受けていた場合は、その金額、期間がわかる書類	
6	世帯の状況が明らかになる書類（世帯状況により該当するものすべて）	
【失業者がいる世帯の場合】		
	①失業前の収入がわかる書類（※6か月以上生計維持していたことがわかること）	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書、通帳（写）、離職票（写）等
	②失業した会社名・所在地・電話番号等がわかる書類	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書（写）、通帳（写）、離職票（写）等
	③離職後2年以内である	自営業 個人事業者の廃業届（写）

書類の内容・書類名・例示		あなたが用意する書類
ことが分かる書類（離職がわかること）	被雇用者 源泉徴収票（写）、雇用保険受給資格者証（写）、離職票（写）、離職直前の雇用主の発行する離職証明書（社名、代表者名、連絡先、雇用形態、職種、採用・離職年月日明記、社判捺印のもの）、通帳（写）等	
【減収になった世帯の場合】		
①減収になる前の収入がわかる書類（※6か月以上生計維持していたことがわかること）	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書等、通帳（写）等	
②減収となってから2年以内であることがわかる書類（収入が変わった時期・経緯から判断）	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書等、通帳（写）等	
【債務があり、返済中の世帯の場合】		
債務総額、返済額、返済状況がわかる書類		
【債務整理をしたことがある世帯の場合】		
債務整理後の現在の状況がわかる書類		
7	連帯保証人の収入証明	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書（写）、住民税課税証明書等
8	自立計画（住居確保給付金申請者は不要）	
9	①住居確保給付金支給対象者証明書（写） ②住居確保給付金支給決定通知書（写） ①、②の書類が未発行の場合には、③住居確保給付金支給申請書（写）（住居確保給付金申請者は必須）	提出可能なもの

【総合支援資金の貸付対象とならない方】

- 常用就職をめざして就職活動を行うことが不可能、またはその予定がない方
- 同一の仕事による就労収入で生計維持していた期間が6か月未満の方
- 6か月以上継続して就労し、生計維持していた仕事を離職してから2年以上経っている方
- 「住居確保給付金」の支給要件を満たすのに利用しない方
 - 自営業または会社等経営者の方
 - 多額の負債がある方
- 失業等給付の受給中、または受給資格がある方
- 生活保護受給中、または受給後就労自立していない方
- 公的年金受給中、または受給資格がある方
- 職業訓練受講中、または今後受講予定がある方
- 離職者支援資金又は総合支援資金を12か月借入れ、完済していない方
- 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人および世帯員の方（不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ貸付事業）除く

◆住宅入居費・一時生活再建費(運送費のみ)の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求められることがあります

書類の内容	書類名・例示	あなたが用意する書類
1 借入申込書〔住宅入居費・一時生活再建費(運送費のみ)〕		借入申込書 〔住宅入居費・一時生活再建費(運送費のみ)〕
2 借用書〔住宅入居費〕		借用書〔住宅入居費〕
3 総合支援資金共通に必要な書類		
1 本人確認書類	※住居確保給付金の証拠書類の写しで可	住居確保給付金の証拠書類の写し
2 ハローワークの相談を受けていることの確認書類		
3 世帯の状況が明らかになる書類		
4 他の公的給付・公的貸付・職業訓練等の公的支援を受けていた場合の確認書類		
5 連帯保証人の収入証明(連帯保証人を立てられる場合)	源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書の控え、給料明細書(写)、給与支払い証明書、住民税課税証明書等	※(連帯保証人を立てられる場合)
6 債務があり返済中の世帯の場合	債務総額、返済額、返済状況がわかる書類	
7 債務整理をしたことがある世帯の場合	債務整理後の現在の状況がわかる書類	
4 住居確保給付金に関連する書類		
1 住居確保給付金の申請時に実施主体が発行する書類	住居確保給付金支給対象者証明書(写)	住居確保給付金対象者証明書(写)
2 住居確保給付金により入居予定の住宅に関して記載された、宅地建物取引業者又は貸主が発行する書類	入居予定住宅に関する状況通知書(写)	入居予定住宅に関する状況通知書(写)
5 預金口座振替依頼書		預金口座振替依頼書
6 一時生活再建費(運送費のみ)に必要な書類		

運送費用がわかる書類

運送業者等の見積書

運送業者等の見積書

◆一時生活再建費の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求められることがあります

書類の内容・書類名・例示	あなたが用意する書類
1 借入申込書〔生活支援費・一時生活再建費〕	借入申込書
2 総合支援資金共通に必要な書類(生活支援費の2～9と同じ)	
3 申請内容に応じて必要額を証明する書類(該当するものすべて)	
●住居喪失者が住居確保給付金を利用して入居する場合の家具什器費等	
家具什器費の見積書等	
●現在、居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用	
敷金・礼金等、入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料の見積書	
●公共料金等滞納の場合の支払費用(現在居住している住居に住み続ける場合のみ)	
公共料金等の滞納状況がわかる書類	公共料金の請求書等
●住宅入居費申請者の場合の運送費不足分	
運送費用の見積書	
●現在居住している住居に住み続けるための更新料	
更新料の請求書	
●新たに就業するために必要な支度費、技能習得費	
①生活支援費の分割交付中に就職内定した場合、会社から、就業までの間に物品を購入する必要性、又は技能習得の必要性について記載されていることが確認できる書類	就職先の会社発行の書類
②上記により購入する必要がある物品、技能習得費用の内容・金額がわかる書類	購入物品等の見積書等